

令和5年度

「未来をになう子供たちの応援団基金」からの寄付を希望する団体の募集要綱

1. 目的

令和4年9月、宇陀市在住の88歳の女性が亡くなりました。彼女は、ご自身の財産が残れば、「不登校や、ひきこもりなどで苦しい思いをしていたり、親からの愛情に恵まれな
い不遇の子供たちのために」広く使ってほしいという公正証書遺言を遺していました。

格差社会が広がり、多くの家庭が困窮・複雑になっていく中で、児童福祉には、もっと予
算や人材を充て、支援活動を充実させていくべきです。しかし、財政難を理由に、十分な公
的助成がなされず、子供たちのために骨身を惜しまず活動していても、行政からは十分な補
助を得られないという団体は県内にも多く存在しています。

そこで今回の寄付を、多くの支援が必要な子供たちのために有意義に活用していただく
ため、残された遺産額2527万2731円について、「未来をになう子供たちの応援団基金」と
し、広く県内の活動団体に寄付することを目的として、本要綱を定めます。

2. 募集

(1) 寄付金の対象となる事業

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに奈良県内で実施される、不登校や、ひきこ
もりなどで苦しい思いをしていたり、親からの愛情に恵まれな
い等の不遇の子供たちのた
めの支援活動。

※公共団体等からの他の補助金の交付や公的保険給付、公的な支援等を受けていてもかま
いません。

※対象事業は単年でも継続事業でもかまいません。

(2) 寄付金の対象となる方

- ① 法人格の有無を問わず、団体の規約またはそれに準じるものを備えており、毎年度、予
算、決算をしているもの。
- ② 1年以上活動実績があるもの。
- ③ 反社会的勢力に属する者が、代表者や従業員、構成員を務めておらず、かつ反社会的勢
力とつながりがないもの

(3) 寄付金の対象とならない事業

次のような事業は対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 物品の購入や不動産の購入、施設整備のみを目的とした事業
- ・ 借入金の返済・負債整理の事業
- ・ 事業の全てを委託する事業
- ・ 個人的な活動を行う事業
- ・ 神事や仏事の実施を目的とする事業

- ・特定の人や団体、法人の利益を目的とした事業
- ・特定の政治活動、宗教活動を目的とした事業
- ・周年記念だけを目的とする事業 など

※上記以外でも、本寄付金の趣旨に沿わないと判断される事業は対象外となります。

(4)寄付金の金額

一口 100 万円（合計 25 口）

※対象となる寄付金額が、事業経費の 2 分の 1 以内等の規制はありません。

※対象となる寄付金額が、計画年度内で使い切れなかった場合でも返還は求めません。

(5) 寄付金を受けた団体は、寄付金を活動計画に記載した以外の用途に使用してはいけません。

3. 寄附の申請

①申請期間：令和 5 年 2 月 1 日（水）から令和 5 年 3 月 24 日（金）

②担当窓口：

奈良総合法律事務所（担当弁護士：佐々木育子）

〒634-0804 奈良県橿原市内膳町 5-3-31 フクダ不動産八木駅前ビル 3 階

TEL 0744-23-8611

※申請内容や寄付の可否等、電話やメールではお答えできません。

※申請書類は、メールや F A X では受け付けておりませんので、必ず郵送してください。

4. 申請書類

(1)提出書類

①寄付金申請書

②団体概要書

③寄付金の使い道についての事業計画書

④団体の収支決算がわかる書類（令和 4 年度及び令和 5 年度）

⑤資産状況一覧表（令和 4 年 12 月 31 日時点）

⑥その他添付が求められている書類

【留意事項】

※1 団体につき 1 事業のみの申請とします。

※記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象から外れます。

※本制度に基づき提出された書類等は返却できません（必ず控えをお取り下さい。）

※本制度に基づき提出される書類等は、すべて A 4 サイズで作成して下さい。

(2)提出書類の受付

受付期限 令和 5 年 3 月 24 日（金）までに、郵送にて必着

5. 選考方法

児童福祉に精通している専門家の合議体が、審査基準を設け、申請書類を書面審査の上で、寄付先を決定します。

6. 申請から事業完了までの流れ（予定）

◇令和5年2月1日（水） 受付開始

◇令和5年3月24日（金） 申請締め切り

◇令和5年3月31日（金）～中旬 選考期間

◇令和5年4月下旬 寄付金交付決定通知（不決定通知）発送

◇令和5年5月15日 寄付金振込の銀行口座届出締め切り

◇令和5年5月25日 寄付金振込

◇令和6年3月31日限り 事業報告書提出（事業が複数年度にまたがる場合には中間報告書提出）